

スイスと中国が自由貿易協定に署名

2013年7月16日

JETRO デュッセルドルフ事務所

スイス知的財産庁は7月12日、スイスと中国が二国間の自由貿易協定（FTA）に署名した旨、プレスリリースを行った。議会での批准を経て、2014年に発効する予定とされている。

プレスリリースによると、知的財産の保護に関しては同協定の第11章に規定されており、両国は、最恵国待遇及び内国民待遇の原則に従って、高い水準の国際基準を適用することを約束（第11.1条）するとともに、二国間の知財対話を通じて協力を深める（第11.4条）こととされている。

また、プレスリリースによると、様々な分野で、保護水準がTRIPS協定よりも明確に又は強化されて規定されているとしており、具体的には以下の項目が挙げられている。

- ・ 音の商標に対して保護を与えなければならない。（第11.7条(1)）
- ・ バイオテクノロジー発明の特許適格性に関して、除外可能な主題事項を欧州特許条約に従って規定。（第11.8条）
- ・ 両国は、遺伝資源又は伝統的知識に基づく特許出願に関して、遺伝資源又は伝統的知識の開示を要求できる。（第11.9条(4)-(6)）
- ・ 医薬品及び農薬の製造販売承認に関するデータ保護期間は、少なくとも6年間確保しなければならない。（第11.11条(2)）
- ・ TRIPS第23条に規定される、ワイン及びスピリッツに関する地理的表示の保護水準を、全ての物品に拡大。（第11.13条）
- ・ 商品及び役務は、誤解を招く出所表示から保護されなければならない。国名、国旗及び紋章は、誤解を招く使用及び会社名・ブランド名としての登録から保護されなければならない。（第11.22条）
- ・ UPOV条約（中国が加盟している1978年改正条約）と比較して、植物新品種の保護を輸出にまで拡大（第11.10条(2)）
- ・ 中国は、2016年改正のナショナル・リストへの掲載のため、スイス産業界にとって重要な6つの植物品種を優先的に検討する。（第11.10条(5)及びAnnex IX）
- ・ 税関における商標権、著作権、特許権又は意匠権の侵害品の差押えの措置は、輸入のみならず輸出にも適用されなければならない。（第11.16条(1)）
- ・ 法令違反の訴追や損害賠償請求のため、民事及び刑事手続が確保されなければならない。また、予防措置や仮処分も可能としなければならない。（第11.19～11.21条）
- ・ 民事手続では、侵害品の製造に用いられる物質や装置に対する措置も可能としなければならない。（第11.19条）

— スイス知的財産庁のプレスリリースは、以下参照 —

[Signature of free trade agreement with China](#)

— スイス・中国の二国間自由貿易協定は、以下参照 —

[Free Trade Agreement between the Swiss Confederation and the People's Republic of China \(PDF\)](#)

[Annex IX \(Referred to in Article 11.10; Lists of Protectable Genera/Species\) \(PDF\)](#)

(以上)